

(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな)
1 政治団体の名称

こうもと ~~河本~~ ~~英~~ ~~義~~ ひでと ~~河本~~ 義会

2 主たる事務所の所在地

津市高野山西 893

3 代表者の氏名

河本 啓二

4 会計責任者の氏名

河本 栄介

事務担当者の氏名

河本 弘子

電話番号

0868-26-2677



☐ 解 散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、さくら色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

平成 28 年分 ※該当箇所に☑をすること。

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

(※) 選挙区名

資金管理団体の届出をした者の氏名

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

(現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

収 入		十 億	百 万	千	
収 入 総 額					0
(前 年 か ら の 繰 越 額)					0
(本 年 の 収 入 額)					0
支 出 総 額					0
翌 年 へ の 繰 越 額					0

(1) 個人の負担する党費又は会費									
金	額	十億	百万	千					
員 数	(党費又は会費を納入した人の数)								

(2) 寄 附									
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額						備	考
		十億	百万	千	円				
(ア) 個 人 か ら の 寄 附									
(うち特定寄附)									
(イ) 法人その他の団体からの寄附									
(ウ) 政治団体からの寄附									
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)									
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									
イ 政 党 匿 名 寄 附									
合 計 (ア + イ)									

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

☐

有

☒

無

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年 3 月 3 日

政治団体の名称

河本ひでと 後援会

会計責任者の氏名

河本 栄介



※解散する場合以外は、代表者の氏名等は記入しないでください（通常は未記入となります。）。
※解散する場合であっても、解散する年の最後の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名

印

※解散の場合は、解散届も必要となります。

（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 政治団体が解散する場合、解散する年の最後の収支報告書には、代表者の記名押印又は署名が必要です。署名の場合は必ず代表者本人が自署してください。